

# 伝言板



## 夏の市民登山会

7月30日、ニセコ山系目国内岳から岩内岳を縦走します。当日6時に幌別駅西口をバスで出発(小雨決行)。会費4,000円。定員40人程度。7月20日まで電話で申し込み。

《詳細》藤木 ☎5897

## 日本化学会北海道支部2006

### 夏季研究発表会の特別講演(無料)

7月22日16時20分から17時50分まで、高校生以上を対象に室蘭工業大学で開催。

『製鐵所におけるプラスチックリサイクル』をテーマに、新日鐵室蘭製鐵所の中山秀明総務部長が講演するほか、『研究開発にはセンスと雰囲気、それにプラスチックが大切：光触媒を例にして』をテーマに、東京大学の藤嶋昭 特別荣誉教授が講演します。当日会場にお越しください。

《詳細》室蘭工業大学応用化学科(松山)

☎5752

## 港の文学館支援

### チャリティーバザー

7月13日から17日の10時から18時(17日は16時まで)旧室蘭駅舎で開催。袋物やドライフラワー、お菓子など市民有志の手づくり作品の展示販売ほか体験コーナー(実費)もあります。

《詳細》田澤 ☎3799

## ワニワニクラブ開設5周年

### 「ぷらっとふれあい音楽会」(無料)

7月15日13時30分から市民会館でバレエや日本舞踊、合唱、吹奏楽を2時間程度お楽しみください。入場整理券は、市民会館、ぷらっと・てついでで配布しています。

《詳細》ワニワニクラブの仲間達の会 ☎5811 (平日9時30分から14時30分)

## イタンキ浜の鳴り砂清掃

7月8日10時30分から1時間程度実施(雨天時は10日)。昼食と軍手を持参してイタンキ浜(海水浴場側)にお越しください。親子の参加を待っています。

《詳細》イタンキ浜の鳴り砂を守る会(菊地) ☎1075

## エンルムマリーナ祭

7月16日10時から16時まで、エンルム

マリーナ室蘭で開催。新鮮な魚介類の販売、露店でにぎわいます。雨天時は17日に開催。

### 「フリーマーケットの出店者募集」

1区画(2m×2m)500円。祝津商店会(酒本 ☎1111)まで電話で申し込み。

《詳細》エンルムマリーナ室蘭 ☎4188

## タップダンス無料講習会

7月17日・24日10時から本輪西会館、7月18日・25日18時からJR東室蘭駅で開催。初心者歓迎です。16日まで電話で申し込み。

《詳細》石崎 ☎090-8634-1976

## 医療講演会(無料)

### 脊髄小脳変性症 リハビリについて

7月30日13時から障害者福祉総合センターで開催。講師は、大川原脳神経外科病院の石丸浩平先生。当日会場にお越しください。

《詳細》永末 ☎3987

## はじめようブログ!

### 情報発信!

ホームページの一種「ブログ」をテーマにした講習会を7月1日14時から室蘭工業大学で開催。無料。当日会場にお越しください。

《詳細》NPO法人くるくるネット(鳥山) ☎2101

8月号に掲載する原稿の締切日は7月5日(水)です。

《詳細》市民対話課 ☎2194、ファクス ☎2835

Eメール [shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp](mailto:shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp)



図書  
の選定基準と読み  
たい本のリクエストの  
受け付けは

図書館で本を借りて読むことを楽しみにしています。新刊図書はどんな基準で選んでいるのでしょうか。また、市民からの読みたい本などの要望は受け付けてくれるのでしょうか。(主婦)

### お答えします

いつも図書館をご利用いただきありがとうございます。新刊購入の選定は、出版社の新刊案内、新聞書評、市民の関心の高いもの、各分野別の蔵書のバランスも考慮し、限られた予算の範囲内で選定しています。

読みたい本のリクエストは、貸出受付やホームページ(<http://www.city.muroran.hokkaido.jp/main/common/library/index.php>)でできますので利用してください。

なお、ホームページでは、これまでリクエストされた本を一覧で掲載していますのでご覧ください。これからも日々の生活の中

で、読書を楽しんでいただきたいと思えます。(図書館)

6月1日から駐車違反の取り締まりが厳しくなると聞いたのですが、どのような内容か教えてほしい。(匿名)

### お答えします

6月1日から道路交通法の一部が改正され、駐車違反の取り締まりを厳しく行っています。首都圏や札幌市では、駐車違反の取り締まりを民間に委託しています。室蘭警察署管内(室蘭市、登別市)は、平成19年度から導入の予定です。このたびの法改正により、駐車禁止場所で時間の長短にかかわらず運転手が車両から離れ、すぐに運転できる状態にないと認められたときは「放置駐車車両」として、取り締まりの対象になります。また、運転手が特定できない場合は、使用者(車検証上の使用者)に責任を求めるところができますようになりました。違法駐車は、交通渋滞を引き起こすほか、痛ましい交通事故の原因になることもあります。自動車から離れる場合は短時間でも駐車場を利用するなど、マナーとルールを守って運転しましょう。(室蘭警察署)

皆さんの声をお寄せください。

〒051-8511 室蘭市幸町1-2

☎2193、ファクス ☎2835

Eメール [shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp](mailto:shimintaiwa@city.muroran.hokkaido.jp)

室蘭市市民対話課